

株式会社オフィスビル総合研究所
本田広昭

前作の論点No.46「完了（官僚）検査」第2弾として、建築確認制度の欠陥を訴える。

姉齒建築士の不始末によって経済成長にまで影を落とした建築確認・検査制度だが、“変更は許さない”という当局の硬直的な姿勢は「糞（あつもの）に懲りて膾（なます）を吹く＝一度失敗した事に懲りて無益な用心をすること」のことわざ通りの対処と国民は感じている。

ほかにも、実態に即さない安全確認としては、右肩上がり時代の乱暴な検査体制を引きずった、新築完成時に室内の内装まで一気に検査の対象にしてしまう仕組みがある。完成検査とは別に、入居の実態に即した「使用開始届け」のチェックが実施されている消防法と比べるまでもなく、制度そのものが欠陥に他ならないのだが、今回の“無益な用心”でさらに欠陥度が上昇した。

そもそも、建築物の内装は最終利用者が行うものであり、自社ビルといえども建築確認申請の段階で決められるはずがない。仮の内装仕様申請を本気で検査する愚法がまかり通っているわけだ。そのために「仮使用承認制度」があるじゃないかと当局は言うが、民間の検査機関には仮使用承認の権限がなく、工事中建築物として硬直的な検査姿勢が見え隠れする制度など、建物の引渡しリスクが高すぎて使い物にならない。

最終利用者の実態に即した内装検査のあり方が今問われているのだが、建築は構造の安全に注力してもらい、いっそのこと、内装は消防の「使用開始届け」に委ねてみてはどうだろうか。